

岸和田市農業委員会
第35回(令和8年5月)総会議事録

1 日時 令和8年5月13日(水) 午後1時30分～午後2時5分

2 場所 桜台市民センター 3階 講座室4

3 議案(その1)

議案第1号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案(その2)

報告第1号 専決処分の報告について

(専決処分第1号)農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

(専決処分第2号)農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

(専決処分第3号)生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

5 議案(その3)

議案第3号 岸和田市農業委員会に関する規程の制定について

議案第4号 岸和田市農業委員会に関する規程の一部改正について

6 出席委員 13名(定数14名)

委員	1番	谷口 敏信	委員	2番	藤原 一郎
//	3番	楠本 忠雄	//	4番	米本 巧
//	5番	大嶋 浩一	//	6番	原 世志之
//	7番	南 加代子	//	8番	塚本 敏雄
//	9番	久禮 広一郎	//	10番	谷藤 栄一
//	11番	坂田 正行	//	12番	今本 一成
//	13番	西村 孝昭	//	14番	東 昭夫

出席推進委員 11名(定数12名)

推進委員	1番	小山 藤夫	推進委員	2番	松林 茂
------	----	-------	------	----	------

//	3番	永野 六博	//	4番	黒川 晴之
//	5番	藪 清仁	//	6番	川阪 清秋
//	7番	深井 正清	//	8番	植田 善三
//	9番	植田 功	//	10番	上野 仁
//	11番	田中 唯夫	//	12番	田川 隆司

7 欠席委員

谷口 敏信委員、植田 功推進委員

8 出席事務局職員

山田事務局長、高橋次長、和田参事、岡主任

久禮会長職務代理者(以下「議長」という)、定刻に着席。

事務局 皆さまお疲れ様でございます。総会前にご報告申し上げます。

(和田) 本日、谷口会長が都合により欠席となっており、本日の総会議事進行につきまして、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、久禮会長職務代理者に議事進行をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは第35回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

(和田) 農業委員14名の内13名、推進委員12名の内11名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申し上げます。

13番 西村委員、14番 東委員 をお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第1号についてご説明致します。

(和田) 議案書(その1)1ページをお願い致します。

本件は、地域計画策定後、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市が一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することについて農業委員会に意見を求められた案件であります。

設定する利用権ですが、1ページ・2ページの一覧表のとおり3件で、設定する利用権ですが、1番は賃借権で期間は令和8年7月1日から令和28年6月30日までの20年間、2番は使用貸借権で、期間は令和8年7月1日から令和18年6月30日までの10年間、3番は賃借権で期間は令和8年7月1日から令和18年6月30日までの10年間、となっております。

事前に行われた、各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、市が一般社団法人大阪府みどり公社に計画の作成を要請することについて異議ないものとして答申することが妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審査の結果を報告願います。
議案第1号1番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審査の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第1号1番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

（米本委員） 本件に関しまして、さる5月11日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審査した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第1号2番について、有真香地区協議会から審査の結果を報告、願います。

有真香地区協議会 それでは、有真香地区協議会における議案第1号2番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

（塚本委員） 本件に関しまして、さる5月7日、いずみの農協有真香支店において慎重に審査した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第1号3番の農地について、南掃守地区協議会から審査の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 それでは、南掃守地区協議会における議案第1号3番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

（大嶋委員） 本件に関しまして、さる5月7日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審査した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第1号は原案のとおり要請することに異議ないものとして決ましてご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 ご異議なしと認めます。

 よって、議案第1号は原案のとおり一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものとして答申することに決しました。

 次に、議案第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案第2号についてご説明致します。

(和田) 議案書(その1)3ページをお願い致します。

 本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、3ページの一覧表のとおり3件でございます。

 事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

 以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

 【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審査の結果を報告、願います。

 まず、議案第2号1番の農地のうち土生郷地区の農地について、中央・土生郷地区協議会から審査の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会(米本委員) それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第2号1番の農地のうち土生郷地区の農地に対する審査の結果を報告いたします。

 本件に関しまして、さる5月11日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

 以上でございます。

議長 続いて、議案第2号1番の農地のうち有真香地区の農地について、有真香地区協議会から審査の結果を報告、願います。

有真香地区協議会(塚本委員) それでは、有真香地区協議会における議案第2号1番の農地のうち有真香地区の農地に対する審査の結果を報告いたします。

 本件に関しまして、さる5月7日、いずみの農協有真香支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

 以上でございます。

議長 続いて、議案第2号1番の農地のうち南掃守地区の農地について、南掃守地区協議会から審査の結果を報告、願います。

南掃守地区地区協議会（大嶋委員） それでは、南掃守地区地区協議会における議案第2号1番の農地のうち南掃守地区の農地に対する審査の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる5月7日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第2号2番・3番の農地について、八木・城北・春木地区協議会から審査の結果を報告、願います。

八木・城北・春木地区協議会（今本委員） それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第2号2番・3番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる5月8日、いずみの農協城北支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり証明することに決ましてご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり証明することに決しました。

次に、議案書（その2）専決処分の報告に移ります。

報告第1号「専決処分の報告」を一括して報告致します。

報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局
(岡)

議案書(その2)報告第1号についてご説明致します。

議案書(その2)1ページをお願い致します。

本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第19条により、専決処分を行なった内容で、令和8年3月21日から令和8年4月20日までの受理分についての報告となります。

2ページをお願いいたします。専決処分第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたもので、3ページの一覧表のとおり、令和8年4月1日から4月10日までに届出がなされ、4月15日に専決処分を行なった内容が5件、4ページの一覧表のとおり、令和8年4月11日から4月20日までに届出がなされ、4月27日に専決処分を行なった内容が2件でございます。

5ページをお願いします。専決処分第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので、6ページの一覧表のとおり、令和8年3月21日から3月31日までに届出がなされ、4月6日に専決処分を行なった所有権移転が1件、7ページの一覧表のとおり、令和8年3月21日から3月31日までに届出がなされ、4月6日に専決処分を行なった賃借権設定が1件、8ページの一覧表のとおり、令和8年4月1日から4月10日までに届出がなされ、4月15日に専決処分を行なった所有権移転が1件でございます。

次に9ページをお願いします。専決処分第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明で、9ページ・10ページの一覧表のとおり4件で、理由は死亡のためであり、1番は令和8年3月27日、2番は4月6日、3番・4番は4月7日に専決処分をおこなったものがございます。

以上、専決処分報告第1号から第3号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。よって会長が専決処分したものであります。

以上でございます。

議長

報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案書(その2)専決処分の報告を終わります。

次に、議案書(その3)議案第3号「岸和田市農業委員会会長専決規程の制定について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第3号についてご説明いたします。

(和田) 議案書(その3)2ページをお願いいたします。

岸和田市農業委員会会長専決規程の制定についてですが、「岸和田市農業委員会に関する規程」の第19条に「委員会の権限に属する事項でその議決により特に指定した事項については、会長において専決することができる。」とあり、現在、本委員会で会長専決として運用している事項を改めて整理を行い「岸和田市農業委員会会長専決規程」として定めるものであります。

以上でございます。

議長 議案の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第3号は原案のとおり決定するものと決ましてご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり決定するものと決しました。

次に、議案書(その3)議案第4号「岸和田市農業委員会に関する規程の一部改正について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第4号についてご説明いたします。

(和田) 議案書(その3)5ページをお願いいたします。

岸和田市農業委員会に関する規程の一部改正についてですが、本件は、農業委員会の円滑な運営を進めるため、総会の議事運営等について一部改正するものであります。10ページからが規程改正案であり、17ページが現行の規程となっております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第4号は原案のとおり決定するものと決ましてご異議ございませんか。

【異議なし】

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり決定するものと決しました。

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。

【なし】

議長 特段ないようですので、これで第35回総会の議事を終了いたします。

令和8年５月１３日

議 長 久 禮 広一郎

委 員 西 村 孝 昭

委 員 東 昭 夫